月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の二　令和二年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈡(2)の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 3}{5}$$

［略］

第七条及び第八条　削除

［削る］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和二年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするもの投資補正係数の算式の符号Ｂは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［略］

第九条の二　令和二年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするもの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　令和二年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$$(B \times \underline{3{,}840{,}000}) \ / \ (A \times 0.535)$$

Ｂ×3,840,000に小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の二　令和元年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈡(2)の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 2}{5}$$

［同左］

第七条から第七条の五まで　削除

（都道府県の「徴税費」の経常態容補正係数の算定方法の特例）

第七条の六　当分の間、都道府県の「徴税費」の経常態容補正係数の算定に当たつては、第十一条の二第三項に定める各年度の調定済額は、当該調定済額から各年度における附則第十六条第三項に規定する数量の合算数に三二・一千円を乗じて得た額（収入済額及び不納欠損に係る額を除く。）を控除した額とする。

（市町村の「徴税費」の経常態容補正係数の算定方法の特例）

第七条の七　当分の間、特別区の「徴税費」の経常態容補正係数の算定に当たつては、第十一条の二第九項に定める各年度の調定済額及び収入済額は、当該調定済額及び当該収入済額に同項中「市町村分・一部事務組合分」を「都道府県分」と読み替えて算出した調定済額及び収入済額をそれぞれ加えた額とする。

第八条　削除

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和元年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするもの投資補正係数の算式の符号Ｂは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［同左］

第九条の二　令和元年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするもの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　令和元年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$$(B \times \underline{4{,}042{,}000}) \ / \ \underline{A}$$

Ｂ×4,042,000に小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。